



六管区水路通報第35号

令和6年9月6日

第六管区海上保安本部

【目次】

第348項	瀬戸内海	備讃瀬戸、櫃石島北東方	・	海底線修理作業
第349項	瀬戸内海	西条港	・	クレーン不存在等
第350項	瀬戸内海	安芸灘、下蒲刈島南方	・	救難訓練
第351項	瀬戸内海	大島瀬戸、柳井港付近	・	流速計等設置
第352項	瀬戸内海	徳山下松港、第2区及び第4区	・	ドルフィン設置作業等
第353項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	・	灯浮標一時移設
第354項	瀬戸内海	周防灘	・	灯浮標設置作業

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

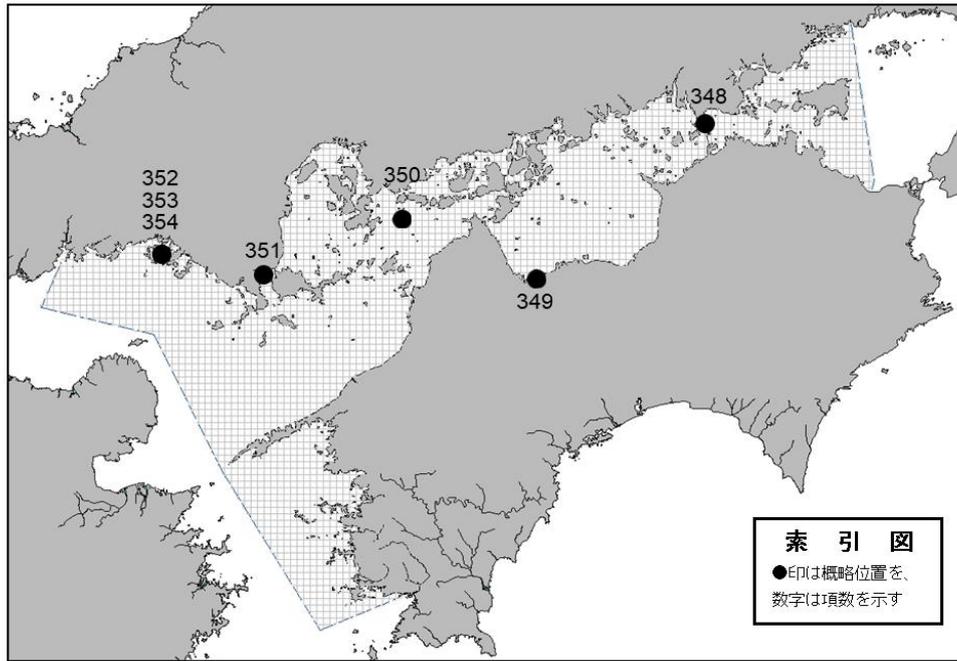
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年348項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、櫃石島北東方 海底線修理作業

期間 令和6年9月9日～14日(予備日15日～17日)の日出～日没

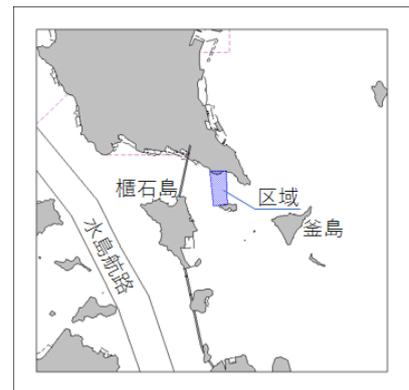
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-25-56N 133-48-59E (岸線上)
- (2) 34-25-32N 133-49-00E (岸線上)
- (3) 34-25-31N 133-48-48E
- (4) 34-25-56N 133-48-44E (岸線上)

備考 (1) 遠隔無人潜水機(ROV)を使用する
 (2) 潜水作業を伴う
 (3) 警戒船を配置

海図 W1122-W137B-JP137B-
 W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★6年349項 瀬戸内海 — 西条港 クレーン不存在等

1. クレーン不存在

位置1 33-56-01.2N 133-10-15.1E

位置2 33-55-58.1N 133-10-16.7E

2. タンク不存在

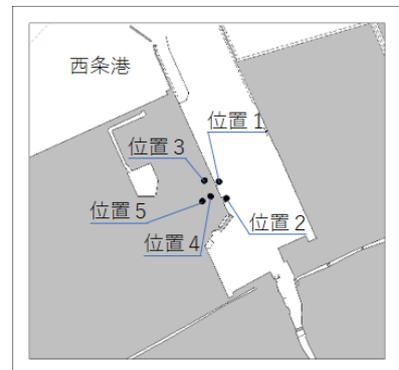
位置3 33-56-01.4N 133-10-11.9E

位置4 33-55-58.5N 133-10-13.2E

位置5 33-55-57.6N 133-10-11.4E

海図 W1236-W1128

出所 第六管区海上保安本部



★6年350項 瀬戸内海 — 安芸灘、下蒲刈島南方 救難訓練

期 間 令和6年9月10日の1030～1230

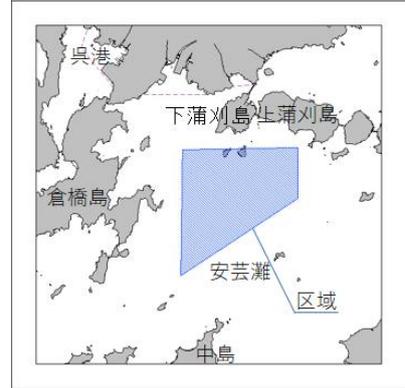
区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-09.5N 132-43.5E
- (2) 34-07.0N 132-43.5E
- (3) 34-03.2N 132-36.6E
- (4) 34-09.4N 132-36.7E

備 考 巡視船及び航空機による吊上げ、降下訓練

海 図 W141-JP141-W1108-JP1108

出 所 呉海上保安部



★6年351項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、柳井港付近 流速計等設置

六管区水路通報6年31号327項削除

1. 水温計設置

期 間 令和7年9月1日(予備日2日～8日)まで

位置 1 33-57-25N 132-09-48E

2. 流速計設置

期 間 令和6年9月29日まで(予備日を含む)、
10月28日～11月27日(予備日を含む)

位置 1 33-57-25N 132-09-48E

位置 2 33-56-56N 132-09-25E

位置 3 33-57-10N 132-09-00E

位置 4 33-57-04N 132-08-14E

位置 5 33-56-32N 132-07-49E

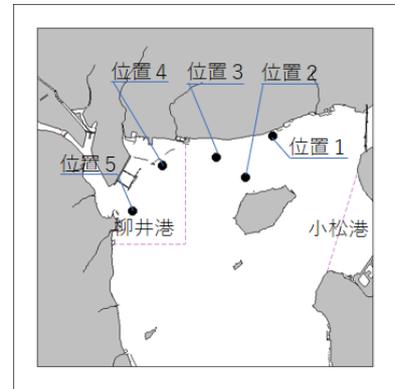
備 考 (1) 設置位置を黄色灯付浮標で明示

(2) 設置及び撤去時に警戒船を配置

海 図 W152-W163-W140-W1102-

JP1102-JP1108-W1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年352項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第2区及び第4区 ドルフィン設置作業等

期 間 令和6年9月9日～令和7年1月31日の日出～日没

1. ドルフィン設置作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-58-28N 131-53-30E
- (2) 33-58-15N 131-53-25E
- (3) 33-58-19N 131-53-10E
- (4) 33-58-31N 131-53-15E

- 備考 (1) 作業船のアンカー位置に灯付浮標を設置
 (2) 潜水作業を伴う
 (3) 警戒船を配置

2. 重量物荷役作業

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-00-11N 131-51-38E (岸線角)
- (2) 34-00-08N 131-51-48E
- (3) 34-00-03N 131-51-46E
- (4) 34-00-07N 131-51-35E (岸線上)

海 図 W1133A

出 所 徳山下松港長



★6年353項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 灯浮標一時移設

六管区水路通報6年34号347項削除

期 間 令和6年9月下旬まで

名 称 徳山下松港徳山第3号灯浮標

位 置 34-00-55.7N 131-46-03.4E

(海図図載位置の真方位210度約355m)

海 図 W1106-JP1106-W126-JP126

参照書誌 411 5153.5番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年354項 瀬戸内海 — 周防灘 灯浮標設置作業

六管区水路通報6年19号204項関連

期 間 令和6年9月12日(予備日13日～23日)の日出～日没

区 域 33-57-43N 131-44-41Eの地点を中心とする

半径200mの円内

- 備考 (1) 潜水作業を伴う
 (2) 警戒船を配置

海 図 W126-JP126-W1101-

JP1101-W1102-JP1102

出 所 徳山下松港長

